

村設置型浄化槽整備事業について

事業の目的

公共下水道区域以外について、村が浄化槽を設置して維持管理を行い、生活排水による河川等の公共水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図っていくもので、保守点検、清掃及び法定検査等の維持管理についても、より適切な管理のもとで浄化槽の整備促進が図られます。

対象地域

下水道認可区域以外の村全域です。

対象区域	熊高の一部、通り、比良稲沢、藤田沢、桂、清水の一部、清水台、合海の一部 作の巻、大坪、塩、柳渕、金山、鍵金野、豊牧、滝の沢、沼の台、平林、赤松 烏川、升玉
------	---

事業の概要

(1) 浄化槽を村が戸別に設置して維持管理を行います。

- ①建物の新增改築等や汲み取りトイレを水洗トイレに改造するときに浄化槽を設置するもので、浄化槽の大きさは50人槽以下が対象になります。

対 象	50人槽以下
・専用住宅、併用住宅、共同住宅 ・事業所等 ・公民館 ・公共施設 等	

※ 村で設置する浄化槽の規格等

種 類	国土交通大臣型式認定浄化槽	
処理の対象	し尿及び雑排水	
処 理 能 力	生物化学的酸素要求量 (BOD) の除去率	90%以上
	放流水の生物化学的酸素要求量 (BOD)	20 mg/l以下
そ の 他	10人槽以下の浄化槽は、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録された浄化槽	
大 き さ	浄化槽を接続する建物の延べ床面積により決定します。 住宅の場合、延べ床面積が130㎡を超えると7人槽になります。 (使用人数等実情に沿わない場合この限りではありません。)	

※ 村で設置を行うのは浄化槽本体とフローのみとなります。浄化槽の機能を追加するための付随品（放流ポンプ槽など）及びその設置に伴う施工費は使用者の負担となります。

②浄化槽設置にともなう支障物件の移転について

浄化槽の設置工事については村で実施しますが、設置する場所に支障となる物件（庭木、コンクリート、舗装、水道管、既設の単独処理浄化槽等）がある場合の撤去、移転、復旧等は使用者の負担となります。

③浄化槽の維持管理等に伴う負担区分について

村	使用者
<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検（年3回） ・清掃及び汚泥の引き抜き（年1回） ・薬品の補充 ・法定検査 ・使用者に責のない修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料金（別表のとおり） ・電気料金、水道料金 ・使用者の都合による浄化槽の移動、撤去する場合 ・ブロワー修理、交換が生じた場合 ・土地改良施設（水路）使用料

④土地の使用貸借契約及び合併処理浄化槽に関する協定について

加入者は、浄化槽の設置に要する用地を村に無償で貸し付けるとともに、村と使用貸借契約（借地の場合は実所有者と契約）及び浄化槽に関する協定を村と締結していただきます。
また、設置場所は、設置業者や隣接地主と十分に協議の上、決定してください。
担当職員が設置予定個所の現地確認を行いますので、立ち合いをお願いいたします。

(2) 分担金と使用料料金について

浄化槽の大きさ	分担金の額（円）	使用料（円）／月額（2ヵ月分）
5人槽	88,200円	4,180円（8,360円）
6～7人槽	110,400円	5,060円（10,120円）
8～10人槽	149,500円	6,490円（12,980円）
備考	分担金の納付は一括払いになります。（設置工事終了後、ご請求いたします。）	使用料は2ヶ月毎に納入していただきます。（上記金額は消費税10%を含んだ金額です。）

(3) 融資斡旋制度について

浄化槽排水設備工事の際、次の融資斡旋制度を設けておりますのでご活用下さい。

○ 排水設備等改造資金の融資斡旋及び利子補給

対象：浄化槽設置に伴う排水設備等工事に係る費用を融資斡旋し、利子補給を村が行います。（新築は対象外）取扱金融機関は別表2をご覧ください。

融資額：20～100万円まで 返済期間：最長5年 60回

※融資を希望される方は排水設備工事の施工前に役場・金融機関の事前審査等が必要です。

浄化槽への接続（排水設備工事）について

浄化槽設置工事後、速やかに排水設備接続工事を行ってください。浄化槽排水設備工事は、皆様から直接村指定下水道工事店（別表1）に、ご依頼いただくこととなりますので、お早めにご相談くださるようお願いいたします。

提出書類	
【設置申請のとき】	
	①浄化槽設置申請書（様式第1号） ②浄化槽設置用地使用賃貸契約書（別記様式第3号） ③浄化槽設置に関する協定書（別記様式第4号） ④土地使用承諾書（設置場所が申請者名義の土地でないとき） ⑤住宅間取り図（各階の間取りの分かる図面。平面図がない場合は手書きで構いません。）
【浄化槽の利用を開始するとき】	
	①浄化槽使用開始届（別記様式第13号）

※排水設備工事に関する書類の提出も必要となりますので、工事の依頼と併せて指定下水道工事店にご相談ください。

補助制度について

浄化槽を設置する際、要件に応じて以下の補助金が利用できます。

（1）分担金補助

設置完了後に分担金を納付いただいた後、同額を補助金として交付します。

（2）既存単独浄化槽撤去費補助

合併浄化槽を設置する際、不要になった既存の単独処理浄化槽の撤去・処分費用を補助します。補助額の上限は6万円です。

（3）宅内配管工事費補助（単独浄化槽からの転換のみ）

浄化槽への流入及び浄化槽から放流するための排水設備工事費用を補助します。補助金の上限は20万円です。

※補助金の適用を受けるには条件があります。詳細は役場地域整備課上下水道係（電話75-2102）へお問い合わせください。